

別表（第10条関係）

単位：円

施設区分		単位	年額	月額	日額	宿泊
係留・上架施設	浮き橋・物揚場・ 固定橋	1隻・揚降1回	46,200	9,200	1,600	1泊（15：00～ 翌11：00）
	60,060		11,960	2,080		
	斜路		24,600	4,800	1,100	-
	ヨットリフター		31,980	6,240	1,430	-
陸上施設	ポートヤード	5m未満	30,800	6,200	1,100	-
		40,040	8,060	1,430	-	
	5m以上	61,600	12,300	2,200	-	
	80,080	15,990	2,860	-		
駐車場	1台	3,000	-	-	-	
		3,900				
室内施設	艇庫	5m未満	61,600	12,300	-	-
		80,080	15,990	-	-	
	5m以上	123,200	24,600	-	-	
	160,160	31,980	-	-		
シャワー施設室	1人	-	-	200	200	
				260		
食堂・休憩室	1人	-	-	500	2,800	
				650		

※太い文字の数字は江差町以外者の使用料です。

備考

1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。

2 水道使用料は、1時間当たり500円とする。

3 江差町以外の利用者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。

4 ポートヤードの長さ及び幅の基準は、長さ5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合はその割合により割増し料金を徴収するものとする。

5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表にかかわらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。（ただし、浮き橋、物揚場、固定橋、ポートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により、5m未満から5m以上に変更となった場合は5m以上の艇の例により適用する。）